

平成 26 年度決算に基づく

健全化判断比率および資金不足比率審査意見書

滋賀県監査委員

滋 監 査 第 1 9 6 号
平成 27 年(2015 年) 9 月 3 日

滋賀県知事 三日月 大 造 様

滋賀県監査委員 奥 村 芳 正

滋賀県監査委員 平 居 新 司 郎

滋賀県監査委員 山 田 実

滋賀県監査委員 北 川 正 雄

平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき審査に付された健全化判断比率および同法第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付された資金不足比率について審査を行った結果、次のとおり意見を提出します。

第1 審査の対象

審査の対象は、次のとおりである。

- (1) 平成 26 年度滋賀県一般会計、各特別会計および各公営企業会計の決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）
ならびにその算定の基礎となる事項を記載した書類
- (2) 平成 26 年度滋賀県病院事業会計、工業用水道事業会計、水道用水供給事業会計および流域下水道事業特別会計の各決算に基づく当該事業会計ごとの資金不足比率ならびにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の方法

健全化判断比率および資金不足比率審査に当たっては、審査に付された健全化判断比率および資金不足比率は正確に算定されているか、算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているかなどの諸点に主眼を置き、それぞれの関係諸帳簿および証書類と照合精査し、関係職員から説明を求めるとともに、既の実施した定期監査、一般会計および各特別会計に係る決算審査、公営企業決算審査ならびに例月現金出納検査の結果も参考にして慎重に審査した。

第3 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率および資金不足比率について審査した結果、いずれも正確に算定されており、算定の基礎となる書類は適正に作成されていると認められた。

なお、留意すべき事項については、「第4 審査の意見」に記載のとおりである。

記

1 健全化判断比率

	26 年度決算に基づく健全化判断比率	25 年度決算に基づく健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	3.75%
連結実質赤字比率	—	—	8.75%
実質公債費比率	14.5%	15.0%	25%
将来負担比率	198.7%	206.1%	400%

(注) 実質赤字比率および連結実質赤字比率は赤字額が生じていないため、「—」にて記載

2 資金不足比率

	26年度決算に基づく資金不足比率	25年度決算に基づく資金不足比率	経営健全化基準
病院事業会計	—	—	20%
工業用水道事業会計	—	—	
水道用水供給事業会計	—	—	
流域下水道事業特別会計	—	—	

(注) 資金不足が生じていないため、「—」にて記載

第4 審査の意見

1 健全化判断比率について

平成26年度の一般会計等の実質収支および連結実質収支はいずれも黒字となるとともに、実質公債費比率および将来負担比率はいずれも早期健全化基準を下回った。平成25年度と比較すると、実質公債費比率は0.5ポイント、将来負担比率は7.4ポイントそれぞれ改善したものの、財政需要は今後も増大することが見込まれることから、県民福祉の向上を目指しつつ、目標とする将来の望ましい財政の姿を明らかにしながら、一層の財政の健全化を図ることにより、持続可能な財政基盤の確立に努め、特に以下の点に積極的に取り組まれない。

ア 県債の発行について

将来負担比率の算定において、将来負担額は15億3千1百万円（百万円未満切り捨て。以下文中において同じ。）減少して、1兆2,925億1千9百万円となっており、その大部分を一般会計等に係る年度末県債現在高1兆614億5千3百万円が占めているという状況を踏まえ、今後の県債の発行については、償還計画との整合を図りながら適切に対応されたい。

イ 第三セクターの経営に係る指導について

県が損失補償を行っている第三セクターは、それぞれの負債額を着実に償還できるよう、経営改善に向け積極的に指導されたい。

2 資金不足比率について

平成26年度の各事業会計の決算によれば、いずれの会計においても資金の不足額は発生しなかったものの、公営企業としての使命を果たすため、コスト意識を高め、常に合理化・効率化に努められたい。